

時間外及び休日労働に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 田附明夫は、国立大学法人茨城大学就業規則第31条第1項及び第2項、国立大学法人茨城大学特任教員就業規則第2条、国立大学法人茨城大学継続雇用職員就業規則第2条、国立大学法人茨城大学教育研究振興教員等就業規則第2条、国立大学法人茨城大学有期雇用職員就業規則第22条の規定に基づき、時間外及び休日労働に関し、次のとおり協定する。

（時間外労働及び休日労働を必要とする場合）

第1条 大学は、教職員を次の各号の業務に従事させるときは、当該教職員の同意を得て、時間外労働又は休日労働を命ずることができる。

- (1) 決算期、学期始め及び学期末等季節的に集中する業務
- (2) 入学者選抜に関する業務
- (3) 学生及び院生の実習に関する業務
- (4) 大学の行事に関する業務
- (5) 教授会などの会議に関する業務
- (6) 東京農工大学大学院連合農学研究科運営に係る業務
- (7) その他学長が指定するもの

（時間外労働及び休日労働を必要とする教職員数）

第2条 大学が、時間外労働及び休日労働を必要とする教職員数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 教員 59人
- (2) 職員 26人
- (3) 継続雇用職員 1人（フルタイム勤務者のみ）
- (4) 教育研究振興教員 2人

（時間外労働の上限）

第3条 大学は、次の各号に掲げる期間について、当該各号に掲げる時間を上限として時間外労働を命ずることができる。

- (1) 1日 4.5時間（ただし、大学入試センター試験、各種入学試験業務及び突発的な業務が発生したときは、6.5時間）
 - (2) 1月 45時間（毎月1日を起算日とする）
 - (3) 1年 360時間（4月1日を起算日とする）
- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、特に入学試験、学生対応、予算又は決算についての業務が逼迫したとき又はその他の突発的な業務が発生したときは、事前に過半数代表者に通知することにより、さらに1月35時間の時間外労働を命ずることができる。
この場合、時間外労働時間が1月45時間を超えて、さらに35時間延長できる回数は事業場内において6回までとし、1年間の時間外労働の上限は、500時間とする。
- 3 前項の場合において、時間外労働が1月45時間を超えた場合又は1年360時間を超えた場合の割増賃金率は25%とし、1月60時間を超えた場合の割増賃金率は50%（その勤務が深夜の場合は、75%）とする。

（時間外労働及び休日労働に係わる大学の責務）

第4条 大学は、時間外労働及び休日労働によって教職員の健康や福祉が損なわれることのないよう、時間外労働及び休日労働を必要最低限におさえるよう、努めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

平成27年3月 日

国立大学法人茨城大学長 三 村 信 男

農学部労働組合執行委員長 田 附 明 夫